

二級建築士・木造建築士の登録申請等関係書類一覧

※注1～注5は、欄外の注記を参照してください。

申請区分  申請書類Ⅰ	新規 （令和元年以前合格） 登録	新規 （令和2年以降合格） 登録	登録事項変更	顔写真の変更のいずれか 携帯型免許証明書への変更、	再交付	再交付+登録事項変更	住所等の変更	取消	精神障害	死亡	失踪宣言	建築士法8条の2の2
	二級・木造建築士免許申請書（様式第1）	○	○									
二級・木造建築士免許証 書換え交付申請書（様式第3）			○			▲注3						
二級・木造建築士免許証 書換え交付申請書（様式第3-特）				○								
二級・木造建築士免許証 再交付申請書（様式第3の2） ※汚損又は紛失したとき					○	▲注3						
宮崎県二級・木造建築士免許申請書（新規）用 二級・木造建築士住所等の届出	○	○										
宮崎県二級・木造建築士 免許証明書再交付 登録事項変更 携帯型への書換え 申請書（変更）用 二級・木造建築士住所等の届出			○	○	○	○						
宮崎県二級・木造建築士 住所等の届出（様式第4）							○					
学歴等証明書 ※受験時と同一の場合は省略可		▲注2										
実務経歴書（様式第1の2）		▲注2										
実務経歴証明書（様式第1の3）		▲注2										
建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証書のコピー		▲注2										
法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）受講修了証のコピー（原本との確認が必要） ※受講履歴の記載を希望する場合			○	○	○	○						
本籍の記載がある住民票の写し（原本を提出すること）	○	○	○注4			○注4		○		○除票	○	○
証明写真（同じ写真を2枚） ※申請書貼付用	○	○	○	○	○	○						
申請手数料 振込金受領証（原本を貼付）	○ 19,300	○ 24,400	○ 5,900	○ 5,900	○ 5,900	○ 5,900						
合格通知書（ハガキ） ※郵送の場合はコピー添付	○	○										
公的な身分証明書のコピー（顔写真付。原本と照合が必要） ※郵送の場合はコピー添付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑（認印で可） ※郵送の場合は不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証又は免許証明書のコピー（原本を返納） 注1			○	○	○亡失除	○亡失除		○	○	○	○	○
二級・木造建築士 死亡等届（様式第5）									○	○		○
二級・木造建築士 失踪宣告届（様式第6）											○	
二級・木造建築士 免許取消申請書（様式第7）								○				
医師の診断書									○			
上記の申請者（原則）	本人								届出義務者 注5			

注1：免許証（A4判）は、返却を希望する場合には無効印を押して返却することができますが、免許証明書（携帯型）は必ず旧免許証明書との引き換えとなります。

注2：建築士法の改正（R2.3.1施行）により、受験申込資格区分で必要書類が異なります。詳しくは「申請書類Ⅱ」で確認してください。

注3：再交付申請に併せて「登録事項変更」に該当する事項（氏名・生年月日・性別等）の修正を希望する場合は、再交付申請書と書換え交付申請書の両方が必要となります。

注4：旧姓併記を希望する場合は、旧姓併記の手続きを経て「旧氏」欄に旧姓が記載された住民票に限ります。住民票とともに戸籍謄本（抄本）等を提出することにより申請することもできます。

注5：「届出義務者」とは、本人、相続人、法定代理人又は同居親族等をいい、届出の内容により異なりますので、事前にご確認ください。

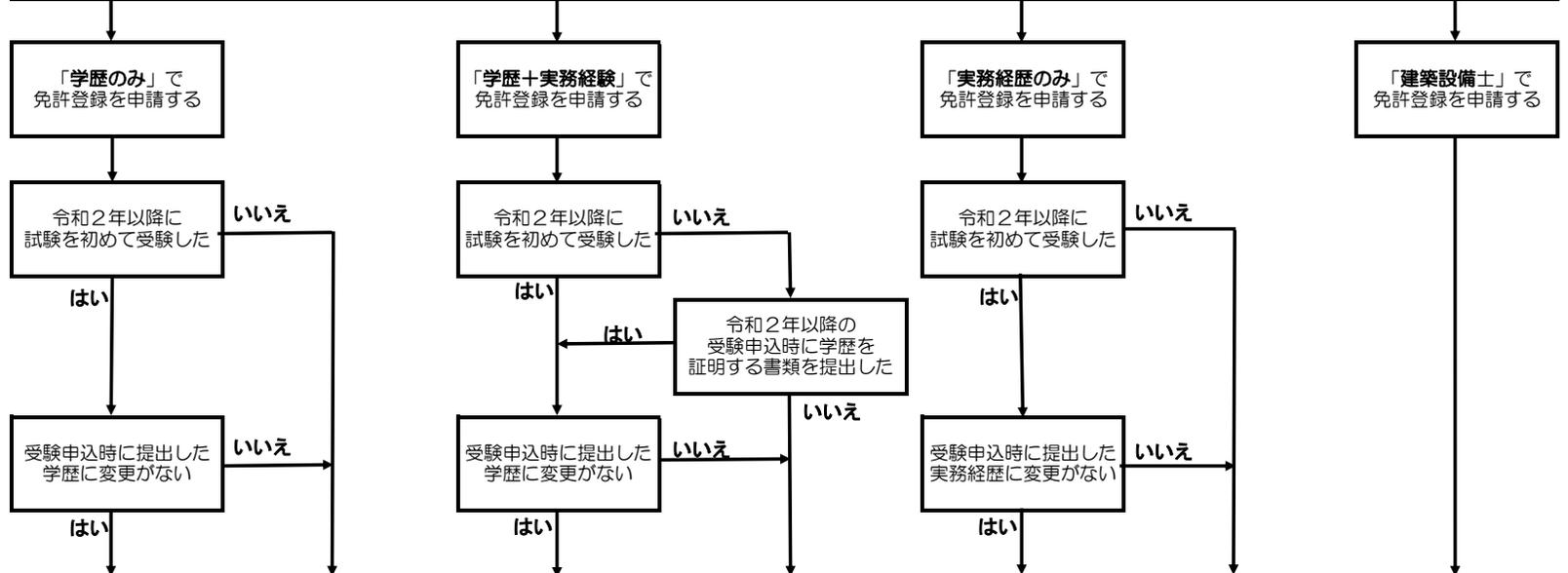
二級建築士・木造建築士の登録申請等関係書類一覧

申請書類Ⅱ

建築士法の改正（令和2年3月1日施行）に伴い、令和2年以降に、二級建築士・木造建築士試験に合格した方は、申請書類Ⅰに加えて、申請書類Ⅱが必要となりました。

【凡例】  
○：提出必要  
×：提出不要

令和2年以降に 二級建築士・木造建築士試験に合格した方



必要な書類の名称	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい
学歴を証明する書類	×	○注3	×	○	×	×	×	×
建築設備士試験合格証書 <sup>注1</sup> のコピー	×	×	×	×	×	×	×	○注3
実務経歴書【n <sup>注2</sup> 】枚	×	×	○注3	○	×	○	○	×
実務経歴証明書【n】枚	×	×	○注3	○	×	×	○	×

注1 建築設備士講習受講証書を含みます

注2 建築実務に従事した際の勤務先ごとに作成する必要があります。なお、実務経歴証明書は合格発表の日以降のものに限ります。

注3 令和2年以降の受験申込時に上記の証明書等を提出しており、変更のない方は事務局にお問い合わせください。